

福井都心地区特定景観計画区域（都心部ゾーン）の変更について(案)

【変更箇所について】

区域の一部変更

都心部ゾーンの区域を一部福井城址周辺ゾーンの区域に変更する（P2）

景観形成基準の一部変更

【建築物の新築等】 敷地内における位置及び外構（P4）

- ・中央 1-369 号線、御本丸大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。
- ・城址への導線となる道に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。

【屋外広告物の表示等】 突出広告（P9）

中央 1-369 号線、御本丸大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。

御本丸大手町線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。

都心部ゾーンにおける景観形成

（1）景観形成の目標 変更無し

『福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生』

「福井らしい景観」を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。

骨格道路であるシンボルロード及びフェニックス通りを中心とした、東西・南北のシンボル景観軸の形成を目指して、花や緑に包まれた風格のある沿道景観を形成します。

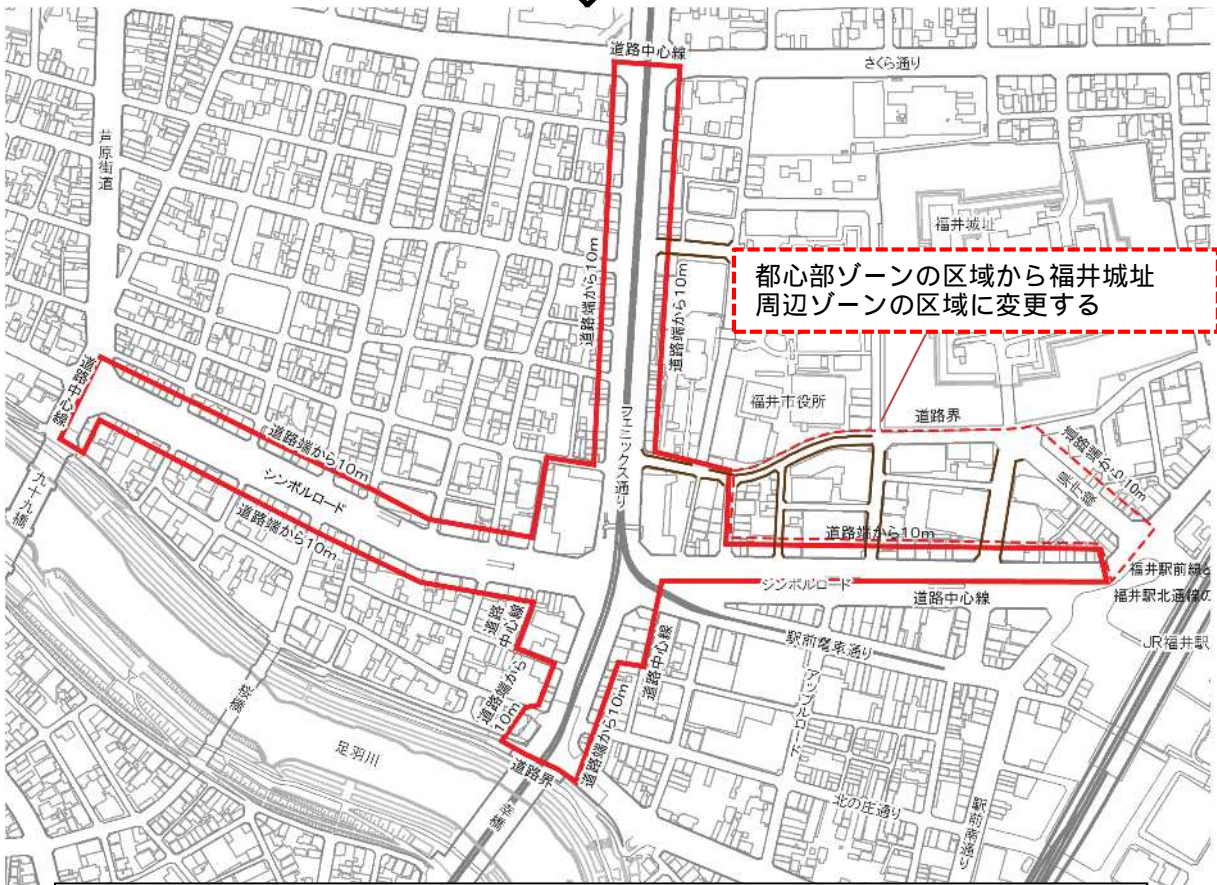
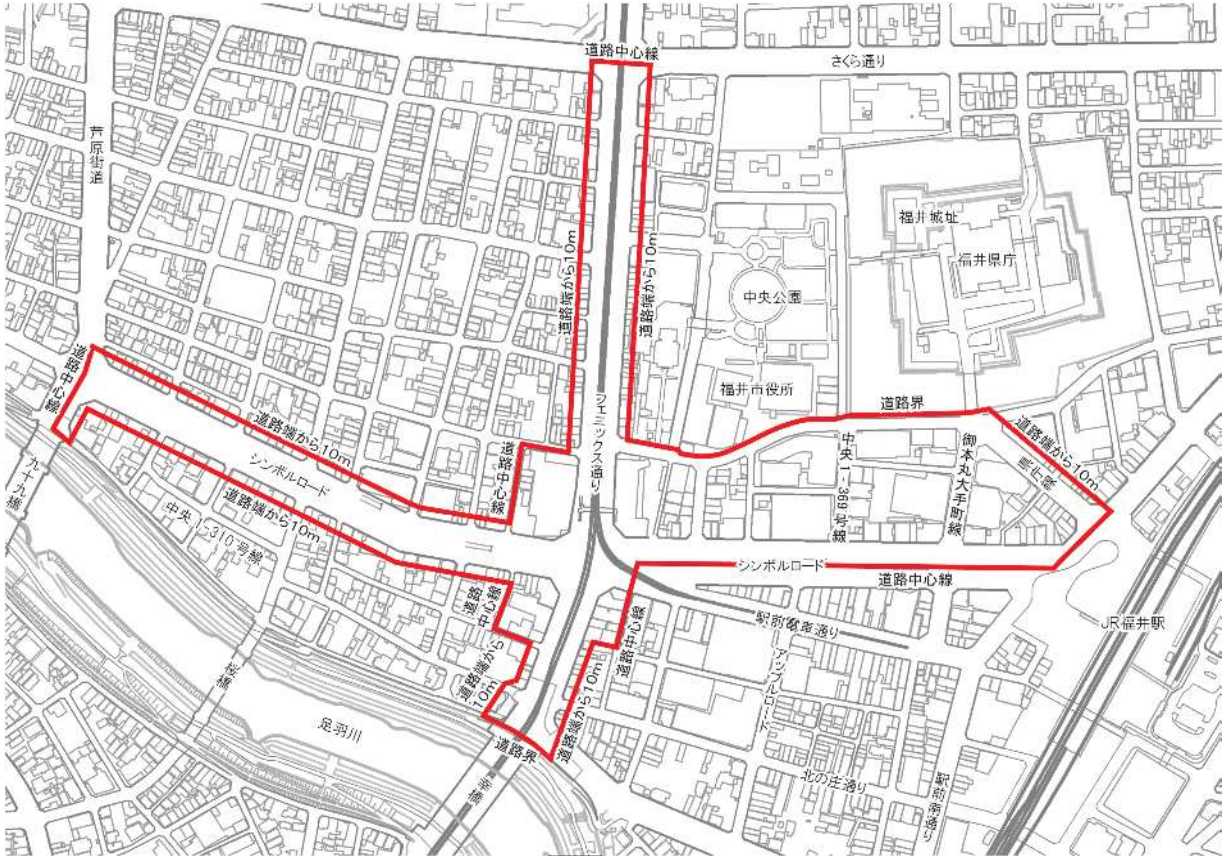


（2）景観形成の方針 変更無し

『楽しさや賑わい、風格が感じられるシンボル景観の形成』

- ・福井の中心として、都市生活や祝祭性に対応した質の高い都心空間の形成を図ります。
- ・楽しさや賑わいのある商業・業務空間、ゆとりと潤いのある緑豊かな歩行者空間の形成を図ります。
- ・福井城址へのアプローチとして、風格のある沿道景観の形成を図ります。
- ・回遊性のある魅力的な夜間景観の形成を図ります。

(3) 特定景観計画区域 一部変更



都心部ゾーンの区域から福井城址
周辺ゾーンの区域に変更する

に接する敷地に対し、「城址への導線となる道」の基準を適用する
都心部ゾーンと城址周辺ゾーンにまたがる場合は、都心部ゾーンの基準を適用する

(4) 届出対象行為 変更無し

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	<p>次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m²以下のもの。</p> <p>(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が 10 m²以下のもの。</p> <p>(3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物。</p>
工作物の新設等	<p>次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。</p> <p>(1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの。</p> <p>(2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの。</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更	<p>(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m²を超えるもの。</p> <p>(2) 当該行為に伴い高さが 1.5mを超え、かつ、延長が 20mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。</p>
木竹の伐採	<p>当該行為に係る区域の面積が 1,000 m²を超えるもの。</p>
屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積	<p>当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m²を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは除く。</p>
特定照明	<p>(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの。</p> <p>(2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの。</p>
屋外広告物	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 屋外広告物の表示面積が 1 m²以下のもの</p> <p>(2) 掲示板等に表示等するもの</p> <p>(3) 広告期間が 30 日以内で表示等するもの</p> <p>(4) 法令の規定により表示等するもの</p> <p>(5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの</p> <p>(6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの</p> <p>(7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの</p>

(5) 景観形成基準

建築物の新築等 一部変更

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準	
敷地内における位置及び外構	緑化	<p>通りを歩く人に潤いを与え、訪れる人をもてなすため、建築物の玄関先等は樹木や花き等を用いて緑化をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化にあっては、四季を感じることができる樹木や花き等を用いることが望ましい。 ・道路境界線から建築物までの空間にゆとりがある場合は、できる限り植栽等を行うことが望ましい。
	垣・柵・塀	<p>道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、デザインについて建築物及び周囲の景観と調和させるとともに、快適な歩行者空間の創出に資するよう努める。</p>
	セットバック	<ul style="list-style-type: none"> ・中央1-369号線、御本丸大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。 ・城址への導線となる道に面する建築物では、福井城址への良好な眺望を確保するためにセットバックすることが望ましい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大名町交差点の角地に位置する建築物では、配置を工夫してオープンスペースを設けることが望ましい。
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>	
形態	<p>周囲の景観との調和に配慮した形態とする。</p> <p>立体駐車場は、周囲の建築物と違和感のない形態とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り敷地を統合して建築物の共同化に努め、量感のある建築物とすることが望ましい。 ・屋根及び屋上の形状については、できる限り周囲の建築物との連続性に配慮することが望ましい。 	
色彩	<p>外観に用いる色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根(庇を含む。)にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y系以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。 <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体としてのバランスを阻害しないよう努める。</p>	
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や質感を重視した素材、材料を用いることが望ましい。 	

建築物の新築等（続き）

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準
窓等開口部、シャッター	<p>窓等開口部は、大きさ、配置等について建築物と調和したデザインとし、単調で閉鎖感のある壁面としない。</p> <p>1階部分に店舗がある場合は、ショーウィンドー等で演出するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショーウィンドー等を設けた場合は、閉店後の夜間もショーウィンドー内を照らすことが望ましい。 ・1階部分に店舗がある場合は、シースルーシャッター等を設けて、閉店後の通りが殺風景とならないようにすることが望ましい。
ベランダ等	<p>ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。
屋外階段	<p>色彩の工夫や隠蔽処置等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附帯設備等	<p>道路等の公共空間から目立つ位置には、設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p>
附属建築物	<p>車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。

工作物の新築等 変更無し

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<p>道路上に設置する場合は、歩行者の邪魔にならない場所に設置する。</p> <p>敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とするよう努める。</p>
高さ	<p>周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。</p>
形態	<p>公共空間に設置する歩行者系標識(サイン)は、福井市公共サインマニュアルを遵守する。</p> <p>街路灯等は、通りとしての連続性や各ゾーンのテーマ性が感じられるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和した形態とすることが望ましい。 <p>アーケードは、通りや各ゾーンのイメージに合った形態とし、高さを高くし、開放的になるよう努める。</p>
色彩	<p>法令で定められたもの以外の色は、マンセル値による彩度4以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑え外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、マンセル値による色相がR、YR、Y以外の色は、彩度2以下とすることが望ましい。 <p>使用する色数は、できる限り少なくし、全体のバランスを阻害しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機及びモニュメント等については、上記によらず、周囲の景観に調和した色彩とすることが望ましい。
素材、材料	<p>時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材、材料を使用する。</p>

その他の行為 変更無し

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
掘採、土地の開墾、その他土地の形質の変更	<p>当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置に努める。</p> <p>道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
木竹の伐採	<p>樹種、樹齢、樹形等の木竹の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは伐採しないよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採後は、その地域の植生に適した樹種を植栽することが望ましい。
物及び再生資源の堆積	<p>道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置に努める。</p> <p>堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、敷地周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。</p>
特定照明	<p>周辺の住環境や交通環境、生態系等に対して光害とならないようにする。</p> <p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、投光の目的や地域の景観特性に合ったものとなるよう努める。</p>

屋外広告物の表示等 一部変更

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
形態、位置、規模及び高さ	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。</p> <p>周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。</p> <p>建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとするよう努める。</p>
色彩	<p>信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。</p> <p>マンセル値による彩度 12 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>表示面積が 30 m²を超える場合は、マンセル値による彩度 10 以上の色及び無彩色で明度 2 未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。</p> <p>上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20% 以上は白色又は素材色とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。
素材、材料	<p>汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。</p>
照明広告	<p>光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。</p> <p>内照式のものは、極端に大規模なものとししないよう努める。</p> <p>点滅又は回転する付帯ランプは、使用しないよう努める。</p>
屋上利用広告	<p>骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。</p> <p>1 の建築物について 1 件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。</p> <p>塔型のものや極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。</p> <p>表示面積は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。）を表示した面積は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。

屋外広告物の表示等（続き）

（「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準）

項目	景観形成基準	
壁面利用広告	壁面文字	事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。
	壁面広告	壁面からはみ出したりしないようにする。 表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。 ・文字等（社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。）を表示した面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。
	窓面広告	3 階以上には、設置をしないよう努める。 窓面広告の表示面積（既存のものを含む。）の合計は、表示する窓の面積に対して 1/3 以下とするよう努める。
	広告幕	・表示面積（既存のものを含む。）は、建築物の見付面積の 1/10 以下とすることが望ましい。
突出広告	多数の事業所が 1 の建築物内にある場合は、1 壁面に 1 列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。 アーケード屋根より下部については、路面に突き出さないよう努める。 中央 1-369 号線、御本丸大手町線及び県庁線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。 御本丸大手町線に面する建築物では、福井城址への眺望を確保するため路面への突き出しを禁止する。	
地上広告	建築物と同一敷地内の設置とし、多数の事業所が 1 の建築物内にある場合でも、まとめて 2 個以内の設置とする。 容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1 個の大きさは、高さ 1.8m 以下、幅 0.9m 以下とするよう努める。 空き地又は平面駐車場においては、2 個以内とし、高さ 4m 以下とするよう努める。	
その他の広告物	貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。 のぼり旗は、建築物と同一敷地内での設置に限る。 アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。	

景観法によらないその他の基準 変更無し

(「 」は必ず守るべき基準、「 」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目	景観形成基準
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間との境界部には樹木や花き等を用いて植栽をすることが望ましい。 ・駐車スペースの間においても、通りから見えるような高木を効果的に配植することが望ましい。 ・オープンスペース内においては、樹木や花き等で四季を演出することが望ましい。
歩行者空間の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や花き等を効果的に配植することにより、緑豊かな街路空間とすることが望ましい。 ・電線類の地中化や電力機器の美装化、景観柱の使用、宅地裏側への電柱の移設等を行い、すっきりとした街路空間とすることが望ましい。 ・歩道舗装は控えめなデザインとし、特に材料、色彩に配慮することが望ましい。
路面電車、バス	<ul style="list-style-type: none"> ・走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。 ・車体に広告をつける場合は、走行する周囲の景観に配慮したデザインとすることが望ましい。
メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物、屋外広告物、樹木等は、定期的に修繕又は維持管理を行い、美観の保持に努めることが望ましい。 ・落書き等で汚された外壁やシャッター等は、直ちに消し、美観の保持に努めることが望ましい。
美化 清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を積極的に行い、まちの美化に努めることが望ましい。
自転車 放置	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐輪場以外には、駐輪しないことが望ましい。
車両 駐停車	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を著しく損なう要素であるため、駐車場やタクシー停車場以外には、駐停車しないことが望ましい。